

〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも平成26年8月8日現在、貸付期間5年の場合）

○日本政策金融公庫

中小企業事業 → 基準利率1.60%

国民生活事業 → 標準利率（災害貸付等）1.55%

○商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談の上決定）

【貸付限度額】

別枠で、

○日本政策金融公庫

中小企業事業 → 1億5千万円（代理貸付：7千5百万円）

国民生活事業 → 3千万円（代理貸付：1千5百万円）

○商工組合中央金庫 → 1億5千万円

【貸付期間】

設備資金・運転資金とも10年以内（据置2年以内）

【担保特例】

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）

→ 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。